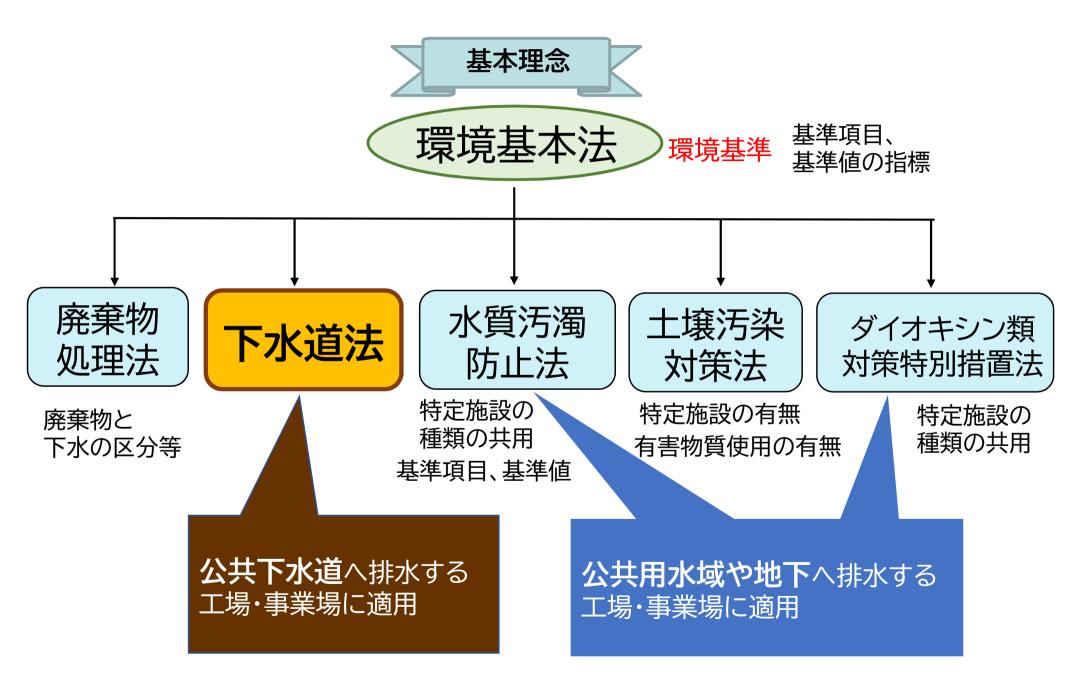


目次

- 1 下水道法の概要
- 2 下水排除基準について
- 3 特定事業場の義務
- 4 立入検査について
- 5 主な罰則

下水道法の概要(下水道法と他法令の関係)



下水道法の概要(下水道法の目的)

下水道法の目的

「下水道法」第1条

この法律は、

公共下水道の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、 もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、 あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。



- ・大雨や台風の時の家屋や道路の浸水の防除
- ・悪臭や蠅・蚊の発生の防止。伝染病の未然防止
- ・下水処理場に悪質排水が流入することの未然防止
- ・公共用水域の自然環境の向上

下水道法の概要(公共用水域の水質保全のために)

●公共用水域の水質の保全のために

下水処理に影響を与える悪質な下水を防ぎ、処理場からの放流水を適正な水質に保つ必要がある。



- ・浄化センターの処理方法は生物処理(活性汚泥処理)基本的に、生活排水の処理(有機汚濁の除去)
- ⇒生物処理を阻害する下水はNG
 - (1)過負荷な汚濁物質を含んだ下水
 - (2)有害物質を含んだ下水 ⇒ シアン、カドミウムなど

下水道法ではこのような排水を含む可能性のある事業場排水に制限を設け規制している。

下水道法の概要(特定事業場について)

●公共用水域の水質の保全のために

下水処理に影響を与える悪質な下水を防ぎ、処理場からの放流水を適正な水質に保つ必要がある。



・特定施設・特定事業場とは

人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設を特定施設という。

特定施設を設置する工場又は事業場を特定事業場という。

特定事業場は

・排除基準の適用が厳しい ・届出義務あり ・直罰規定あり

目次

- 1 下水道法の概要
- 2 下水排除基準について
- 3 特定事業場の義務
- 4 立入検査について
- 5 主な罰則

下水排除基準について(下水排除基準の概要)

1

下水処理場で処理が困難な物質

カドミウム、シアン化合物など 人の健康に被害を生じる おそれのある物質

銅、亜鉛など 人の生活環境に被害を生じる おそれのある物質



基準

下水道法による規制 (全国一律) 2

下水処理場で処理可能な物質

pH、BOD、SS、 油分や窒素などの 生物処理で 処理可能な物質



基準

市条例で規制

全国一律

下水排除基準について(北九州市の下水排除基準①)

※「工場・事業場排水の手びき」p.2~3参照

令和6年4月1日改正

	対象	特定事業場(A)	その他の工場・事業場(B)
	排水量	50m³/日未満 50m³/日以上 1,250 1,250~ 1,250~ 5,000	1,250 1,250~ 5,000 5,000 3/FBN 1
物質又は項目		m ³ /月未満 5,000m ³ /月 m ³ /月未満 5,000m ³ /月 m ³ /月以上	$\begin{bmatrix} m^3/月未満 & 3,000 \\ m^3/月 & m^3/月以L \end{bmatrix}$
	カドミウム及びその化合物	0.03 以下	0.03 以下
	シアン化合物	1 以下	1 以下
	有機燐化合物	1以下	1 以下
	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1 以下
	六価クロム化合物	0.2 ^{*1} 以下	0.2 以下
	砒素及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下
有	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 以下	0.005 以下
H	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	0.003 以下
	トリクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
書	ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下
	四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下
44	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下
物	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下
	チウラム シマジン	0.06 以下 0.03 以下	0.06 以下 0.03 以下
質	チオベンカルブ	0.03 以下	0.03 以下
	ベンゼン	0.1以下	0.2 以下
	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1 以下
	ほう素及びその化合物	10 ^{*1、*2} (230 ^{*1}) 以下	10 ^{*2} (230) 以下
	ふっ素及びその化合物	8 ^{*1、*2} (15 ^{*1}) 以下	8 ^{*2} (15) 以下
	1,4-ジオキサン	0.5 以下	0.5 以下
	ダイオキシン類	10 以下	10 以下

:直罰規定→違反すると直ちに罰則の対象

下水排除基準について(北九州市の下水排除基準②)

※「工場・事業場排水の手びき」p.2~3参照

		対象		特定	事業	場(A)		その他	の工場・事業	場(B)
排水量物質又は項目		1,250	<u>/日未満</u> 1,250~ 5,000m ³ /月	1,250 m ³ /月未満	50m ³ /日以上 1,250~ 5,000m ³ /月	5,000 m ³ /月以上	1,250 m ³ /月未満	1,250~ 5,000 m³/月	5,000 m ³ /月以上	
	フェノール類		5以	以下		5 以下			5 以下	
	銅及びその化合物			以下		3 以下			3 以下	
生	亜鉛及びその化合物	7)	2* ¹	以下		2 ^{*1} 以下			2 以下	
\	鉄及びその化合物(溶解性)	10 J			10 以下			10 以下	
活	マンガン及びその化	:合物(溶解性)	10 J	以下		10 以下		10 以下		
	クロム及びその化合	物	2 以下		2 以下		2 以下			
環	生物化学的酸素要求 (BOD)	量ジ		1,500 以下	-* ³ 1,500 ^{*4} 以下	1,500 以下	600 以下	- ^{*3} 1,500 ^{*4} 以下	1,500 以下	600 以下
境	浮遊物質量(SS)		_*5	1,500 以下	_ *5	1,500 以下	600 以下	_ *5	1,500 以下	600 以下
項	水素イオン濃度(pH	1)	5 以上10	0.5 以下	5 以上 10.5 以下	5 以上 10.5 以下	5 以上 9 以下	5 以上1	0.5 以下	5 以上 9 以下
	1	鉱油類	20 以下	5 以下	20 以下	5 J	以下	20 以下	5 J	以下
目	抽出物質含有量	動植物油脂類	_*5	150 以下	_*5	150 以下	30 以下	_ *5	150 以下	30 以下
	窒素含有量		*5	600 以下	_*5	600 以下	240 以下	_ *5	600 以下	240 以下
等	燐含有量		*5	80 以下	_ *5	80 以下	32 以下	_ *5	80 以下	32 以下
	温度(℃)		45 :	未満		45 未満		45 未満		
	沃素消費量		220	未満		220 未満			220 未満	

- *1 暫定下水排除基準あり(詳細は7頁の暫定下水排除基準を参照)
- *2 河川、湖沼等を放流先とする下水道へ排除する場合の基準値 ()内は、海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値
 - **小は、海域で以加元とする「小垣へ「小で排除する場合の奉竿胆**

:直罰規定→違反すると直ちに罰則の対象

参考 浄化センター処理水の放流先

بال		ルルプ
	放流先	浄化センター名
	河川等	皇后崎浄化センター [※] 、新町浄化センター、曽根浄化センター、北湊浄化センター
	海域	皇后崎浄化センター [※] 、日明浄化センター

※ 皇后崎浄化センターは地区により放流先が異なります。詳細は水質管理課にお問い合わせください。

- *3 農水産物の生産、加工(食用又は飲用に供するものに限る)又は調理に伴う天然由来の有機物から成る汚水(酒類製造業等の蒸留廃液を除く)の場合
- *4 上記(*3)以外の汚水の場合
- *5 下水の流通を妨げると認める場合、又は終末処理場放流水が、総量規制基準を遵守できなくなるおそれがある場合を除く
- (注) 1. 単位は、pH、及び温度を除き、すべてmg/Lです。ただし、ダイオキシン類の単位は、pg-TEQ/Lです。
 - 2. 月間排水量の適用は、BOD以下の項目についてです。
 - 3. 網掛けは、直罰に係る下水排除基準です。

下水排除基準について(下水排除基準の動向)

<環境基準>

<下水道法の排除基準>

平成21年11月 1,4-ジオキサンの追加

令和 3年10月 六価クロムの基準値強化 平成24年 5月 1,4-ジオキサンの基準項目追加

令和 6年 4月 六価クロム基準値強化、暫定基準値追加



環境基準に変更があってから、数年後に下水道法は改正される

下水排除基準について(暫定基準)

※「工場・事業場排水の手びき」p.7参照

暫定基準とは・・・ 直ちに下水排除基準への対応が困難な業種について、 暫定的に認められた緩やかな基準値

■ 六価クロム

下水排除基準

0.2 mg/L

電気めっき業

 $0.5 \text{ mg/L}(R6.4.1 \sim R9.3.31)$

令和6年度より追加

■ 亜鉛

下水排除基準

2 mg/L

電気めっき業

4 mg/L(R3.12.11 ~ R6.12.10)

R11.12.10まで延長される見込み

- ふつ素(工場・事業場の手引きを参照)
- ほう素(工場事業場の手引きを参照)

正式な発表が国から出たら 『工場・事業場排水の手引き』 を改訂します。

目次

- 1 下水道法の概要
- 2 下水排除基準について
- 3 特定事業場の義務
- 4 立入検査について
- 5 主な罰則

特定事業場の義務(4つの義務)

排除基準遵守 の義務 (法第12条の2)

届出の義務 (法第12条の3,4,7,8)

事故時の措置 (法第12条の9) 水質測定 の義務 (法第12条の12)

特定事業場の義務(排水基準遵守の義務)

排除基準遵守の義務(法第12条の2)

下水排除基準

令和6年4月1日改正

遵守する

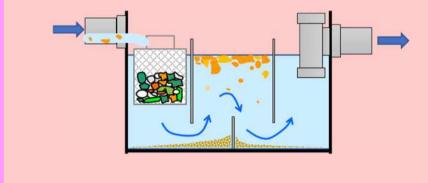
為に・

_	対象	特 定 事	業 場(A)	その他の工場・事業	場(B)
Marie V	排水量	50m³/日未満 1,250 1,250~ 1,2 m³/月未満 5,000m³/月 m³/月		1,250 m ³ /月未満 1,250~ 5,000 m ³ /月	5,000 m ³ /月以上
彻吴人	カドミウム及びその化合物	0.03		0.03以下	
	シアン化合物	0.03 1 L		1以下	
	有機燐化合物	1 5		1以下	
	鉛及びその化合物	0,1		0.1 以下	
	六価クロム化合物	0.2*1		0.7 以下	
	砒素及びその化合物	0.1		0.1 以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005		0.005 以7	=
有	アルキル水銀化合物	検出され		検出されない	
	ポリ塩化ピフェニル	0.003		0.003以	
	トリクロロエチレン	0.1		0.1以下	
	テトラクロロエチレン	0.1		0.1以下	
害	ジクロロメタン	0.2		0.2 以下	
	四塩化炭素	0.02	以下	0.02 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04		0.04 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1 l)	下	1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		0.4 以下	
物	1,1,1-トリクロロエタン	3 ង		3 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06		0.06 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02		0.02 以下	
	チウラム	0.06		0.06 以下	
質	シマジン	0.03		0.03 以下	
~	チオベンカルブ	0.2		0.2 以下	
	ベンゼン セレン及びその化合物	0.1		0.1 以下	
	セレン及びその化合物 ほう素及びその化合物				
		10*1,*2(2:		10*2(230) J	
	ふっ素及びその化合物	8*1·*2(1!		8 ^{*2} (15) 以	下
	1,4-ジオキサン	0.5		0.5 以下	
	ダイオキシン類	10 ا	以下	10 以下	

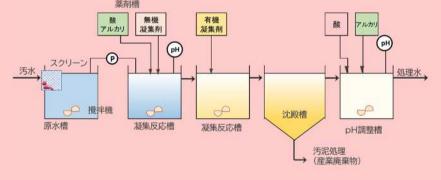
	7 171778			10 % [10 001		
_											
		対象		特定	事業	場(A)		その他	也の工場・事業	場(B)	
排水量物質又は項目		1,250	日未満 1,250~ 5,000m ³ /月	1,250 m ³ /月未満	50m ³ /日以上 1,250~ 5,000m ³ /月	5,000	1,250 m ³ /月未満	1,250~ 5,000 m³/月	5,000 m ³ /月以上		
	フェノール類		5 J	汀		5 以下			5 以下		
	銅及びその化合物			以下		3 以下			3 以下		
生	亜鉛及びその化合物		2*1			2*1 以下			2 以下		
10E	鉄及びその化合物(10			10 以下			10 以下		
活	マンガン及びその化		10 以下			10 以下		10 以下			
	クロム及びその化合	i物	2 以下		2 以下		2 以下				
環	生物化学的酸素要 (BOD)	量	*3 1,500*4以下	1,500 以下	*3 1,500*4以下	1,500 以下	600 以下	*3 1,500*4以下	1,500 以下	600 以下	
境	浮遊物質量(SS)		_*5	1,500 以下	_*5	1,500 以下	600 以下	_*5	1,500 以下	600 以下	
項	水素イオン濃度(pl	4)	5 以上10	0.5 以下	5 以上 10.5 以下	5 以上 10.5 以下	5 以上 9 以下	5 以上1	0.5 以下	5 以上 9 以下	
	ノルマルヘキサン	鉱油類	20 以下	5 以下	20 以下		以下	20 以下	5 J	以下	
目	抽出物質含有量	動植物油脂類	_*5	150 以下	_*5	150 以下	30 以下	_*5	150 以下	30 以下	
	窒素含有量		_*5	600 以下	_*5	600 以下	240 以下	_*5	600 以下	240 以下	
等	憐含有量		-*5	80 以下	_*5	80 以下	32 以下	_*5	80 以下	32 以下	
	温度(℃)		45 :			45 未満			45 未満		
	沃素消費量		220	未満		220 未満			220 未満		

Mbt	ンター処理水の放	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	放流先	浄化センター名
	河川等	皇后崎浄化センター*、新町浄化センター、曽根浄化センター、北湊浄化センター
	海域	皇后崎浄化センター™、日明浄化センター

- ※ 単品ペアルビンシーは ※ 単品ペアルビンシーは ※ 単品ペアルビンシーは ※ 単品ペアルビンシーは がら成る汚水(滑頭製造薬等の蒸留廃液を除く)の場合
- *4 上記(*3)以外の汚水の場合*5 下水の流通を妨げると認める場合、又は終末処理場放流水が、総量規制基準を遵守できなくなるおそれがある場合を除く
- 1. 単位は、pH, 及び温度を除き、すべてmg/Lです。ただし、ダイオキシン類の単位は、pg-TEQ/Lです。 2. 月間排水量の適用は、BOD以下の項目についてです。 3. 瞬掛けは、最影に係る下水排除基準です。



次の講義で詳しく説明します



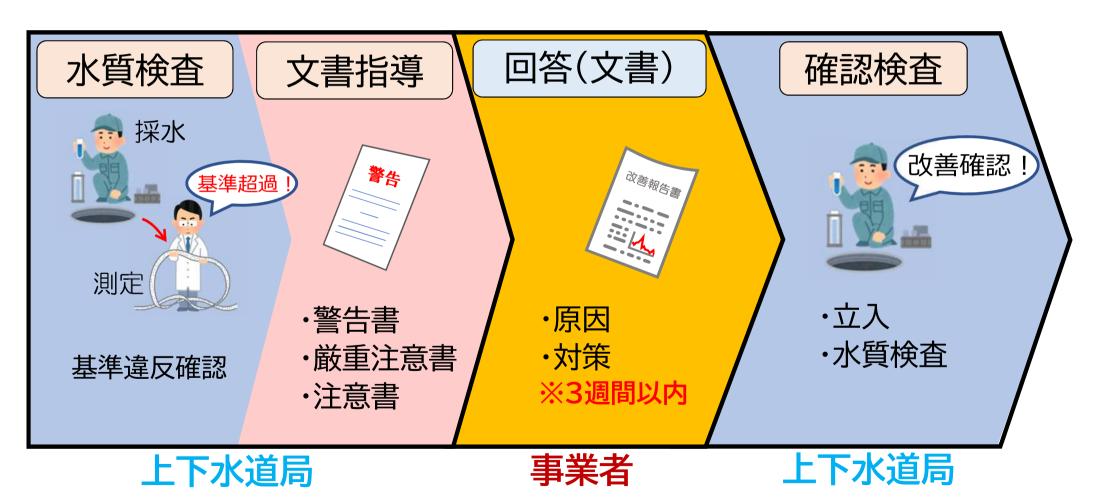
排水の水質管理

(除害施設等の維持管理)

特定事業場の義務(排除基準遵守の義務~行政指導~)

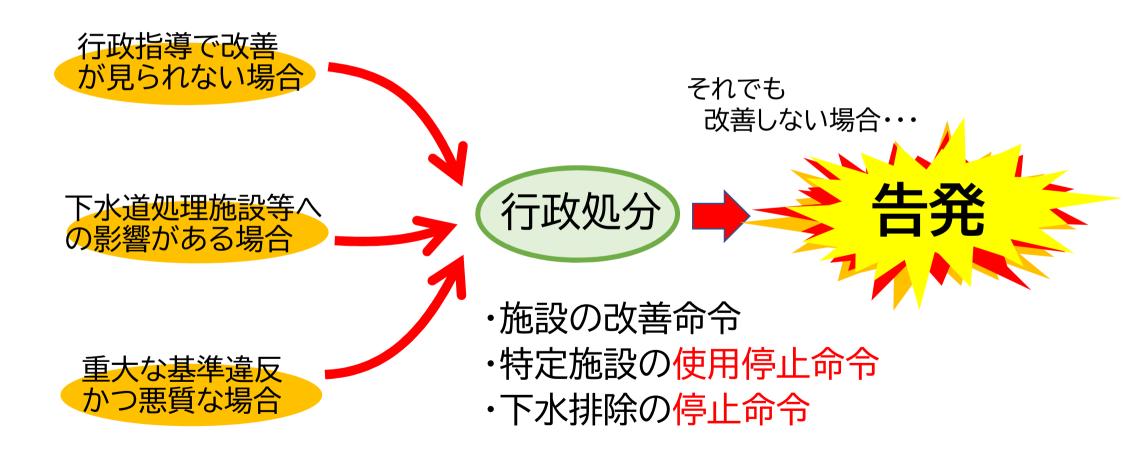
~基準違反時の流れ(行政指導)~

事業場の排水を監視するため、市が定期的に採水・水質検査を実施している



特定事業場の義務(排除基準遵守の義務~行政処分~)

~基準違反時の流れ(行政処分等)~



特定事業場の義務(届出の義務)

届出の義務(法第12条の3,4,7,8)

様式第6 様式第7			
朱	持定施設 (設	置・使用)届出	書
		令和	年 月
公共下水道管理			
北九州市上下才		請者 住 所・電話番号 () 氏名又は名称及び法人にあって	
下水道法第 12 条 について、次のと		第3項) の規定により、特定前	設の(設置・使
L Jane, Kores	13ヶ周7年ます。		
工場又は		27990 CHI FINOLUM	
事業場の名称		※整理番号	
事業場の名称		※整理番号	
工場又は		姿態 理 番 号 姿受理年月日	年 月
31, 08 TO 11, 110			年月
工 場 又 は 事業場の所在地			年月
工場又は		※受理年月日	年 月
工 場 又 は 事業場の所在地	別紙(1)のとおり	※受理年月日	年 月
工 場 又 仕 事業場の所在地 特定施設の種類 △特定施設の構造	SOURCESSON STATE OF THE STATE O	游受理年月日 豪施 設 番 号	年 月
工 場 又 は 事業場の所在地 特定施設の種類 △特定施設の構造	別紙(1)のとおり 別紙(2)のとおり	游受理年月日 豪施 設 番 号	年月
工 場 又 仕 事業場の所在地 特定施設の種類 △特定施設の構造 △特定施設の構造 △特定施設の構造	SOURCESSON STATE OF THE STATE O	游受理年月日 豪施 設 番 号	年月
工 場 又 仕 事業場の所在地 特定施設の種類	別紙(2)のとおり	游受理年月日 豪施 設 番 号	年月
工 場 又 仕 事業場の所在地 特定施設の種類 △特定施設の構造 △特定施設の構造 △特定施設の構造 △特定施設の構造 △持水の処理の 方法 △下水の量及び	別紙(2)のとおり	※受理年月日 豪越設番号 豪審査結果	年月
工 場 又 仕 事 楽場の所在地 特定施設の種類	別紙(2)のとおり 別紙(3)のとおり	※受理年月日 豪越設番号 豪審査結果	年月
工 場 又 仕地 特定施設の種類 △特定施設の構造 △特定施設の構造 △特定施設の構造 △特定施設の 使用の方法 △汚水の処理の 方法	別紙(2)のとおり 別紙(3)のとおり	※受理年月日 豪越設番号 豪審査結果	年 月

公共下水道を使用している 者で、特定施設を新たに設 特定施設設置届出 置しようとする場合 書(Word形

届出内容の(4)-(7)を変

更しようとする場合

(下水道法第12条の4)

公共下水道を使用している

(2) 工場又は事業場

(3) 特定施設の種類

(4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の使用

の名称、所在地

特定施設の構造等

変更届出書

式:107KB)

(Word⊞

A4とすること。

届出様式は北九州市ホームページからダウンロードできます https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ suidou/s01400004.html



特定事業場の義務(届出の種類と提出期限①) 事前に提出するもの

※「工場·事業場排水の手引き」p.4~5参照

届出の種類	提出期限	届出を必要とする場合	根拠法令		
特定施設設置届出	設置(着工)の <mark>60日前</mark> まで	特定施設を新たに設置しようとする場合	法第12条の3 第1項		
特定施設の 構造等変更 届出	変更(着工)の 60日前まで	既に届出をした届出内容を変更しようとする場合 ・特定施設の構造 ・特定施設の使用の方法 ・特定施設から排出される汚水の処理の方法 ・下水の量、水質、用水、排水の系統	法第12条の4		
・届出の内容が適当である場合は、この期間を短縮できる(=期間短縮願) ・事後の届出になった場合は、 遅延理由書 が必要					
	受理書のる				
	審査	非除基準に適合しないおそれ	計画変更命令		

特定事業場の義務(届出の種類と提出期限②)

事後に提出するもの

※「工場・事業場排水の手引き」p.4~5参照

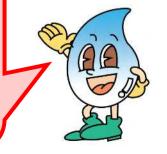
届出の種類	提出期限	届出を必要とする場合	根拠法令
特定施設使用廃止届出	廃止した日から 30日以内	特定施設の使用を廃止した場合	法第12条の7
氏名変更等届出	変更した日から 30日以内	法人の名称、住所、代表者氏名、事業場名や住所等を変更したとき	法第12条の7
承継届出	承継した日から 30日以内	特定施設を承継(譲り受け又は借り受けた)したとき	法第12条の8



全ての届出が電子申請可能です!

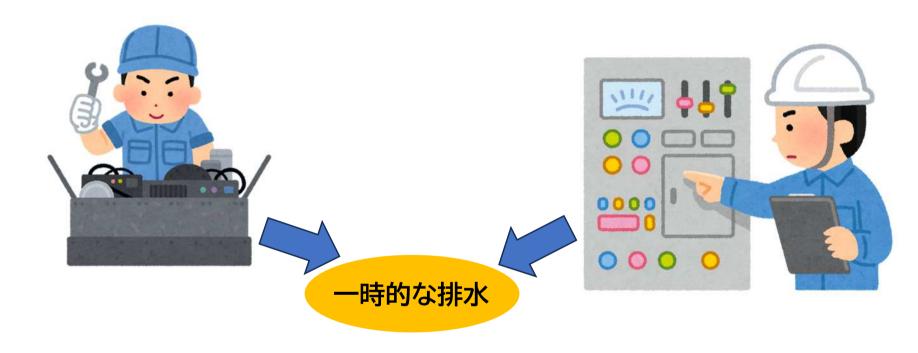
特定施設を新設・変更・更新する際は、まずは、当課にご相談ください!

(TEL 582-2570)



特定事業場の義務(届出の注意点①)

Q.下水に排水されない施設は特定施設にあたるのか?



A.点検や整備などで廃液が発生するなら特定施設にあたる。

メンテナンス等で廃水・廃液・汚泥が出る施設であれば、特定施設です。

廃水・廃液・汚泥を産廃処理していて下水に流さない場合であっても、 特定施設になります。

例)循環式のスクラバー

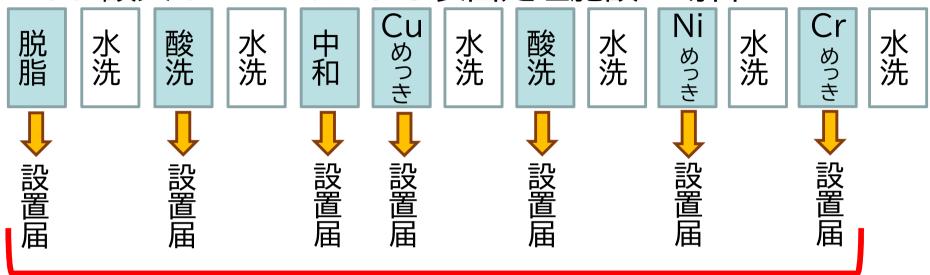
特定事業場の義務(届出の注意点②)

特定施設の構造等変更届は、以下のことを変更しようとする場合に提出する

特定施設の構造	特定施設の型式、構造、主要寸法、能力
特定施設の使用の方法	特定施設の設置場所、使用時間、 使用原材料の種類・量、 施設から排出される汚水の水質・量
特定施設から排出される 汚水の処理の方法	処理施設の設置場所、処理方法、能力、 使用薬品等の種類・使用量、 処理水量・水質、残さの処分
下水の量、水質、 用水・排水の系統	

特定事業場の義務(届出の注意点③)

・ 65 酸又はアルカリによる表面処理施設の場合



個別のものとして7施設で設置届

66 電気めっき施設の場合

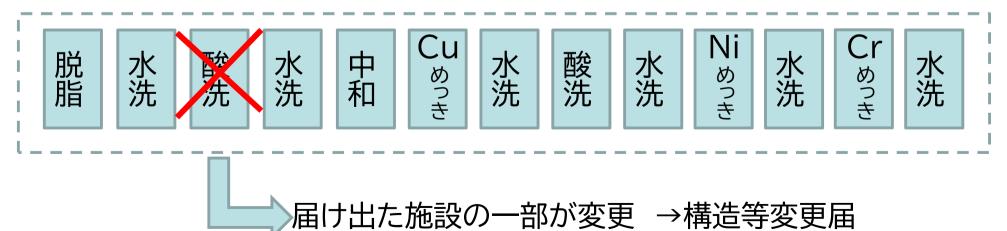


特定事業場の義務(届出の注意点④)

・ 65 酸又はアルカリによる表面処理施設の場合



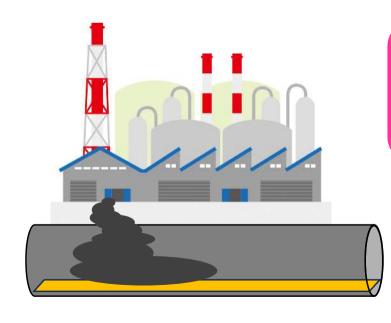
・ 66 電気めっき施設の一部を変更する場合



特定事業場の義務(事故時の措置)

事故時の措置(法第12条の9)

特定事業場での事故等により、有害物質や油が下水道に流入する事故が発生したときには、事故の状況や講じた措置の概要を下水道管理者に届出しなければならない。



事故に限らず、何か想定外のものが下水道に流入してしまった際は、直ちに応急措置を行い、できるだけ早急に当課に連絡してください!

処理場での早期対応が可能になります。

特定事業場の義務(事故時の措置~届出対象物質~)

※「工場·事業場排水の手引き」p.11参照

水質事故に係る届出義務対象物質一覧

No.	物質名	No.	物質名	No.	物質名
1	カドミウム	13	1,2-ジクロロエタン	25	ふっ素
2	シアン	14	1,1-ジクロロエチレン	26	アンモニア/亜硝酸/硝酸
3	有機リン	15	cis-1,2-ジクロロエチレン	27	塩化ビニルモノマー
4	鉛	16	1,1,1-トリクロロエタン	28	1,4-ジオキサン
5	六価クロム	17	1,1,2-トリクロロエタン	29	ダイオキシン
6	ひ素	18	1,3-ジクロロプロペン	30	原油
7	水銀	19	チウラム	31	重油
8	PCB	20	シマジン	32	潤滑油
9	トリクロロエチレン	21	チオベンカルブ	33	軽油
10	テトラクロロエチレン	22	ベンゼン	34	灯油
11	ジクロロメタン	23	セレン	35	揮発油
12	四塩化炭素	24	ほう素	36	動植物油

これ以外の物質であっても、 下水道に関連する事故が 起こった場合は、まずは 連絡ください



水質事故ではないが、報告いただいた例

- ◆タンクの老朽化により、入っていた汚泥が雨水側溝から雨水管に流入した(H29)
- ◆下水の原水ピットが破損し操業停止した(H30)

特定事業場の義務(事故時の措置~事故時の速報連絡先~)

※「工場·事業場排水の手引き」p.11参照

事故時の速報連絡先

時間帯	連絡先	電話番号
平日(8:30~17:15)	水質管理課	582-2570
	新町浄化センター	381-8502
	日明浄化センター	581-5661
夜間(17:15~8:30) 土、日、祝祭日	曽根浄化センター	473-5822
	北湊浄化センター	751-1003
	皇后崎浄化センター	631-4635

自社がどの浄化センターの処理区か判別がつかない場合は、当課までお尋ねください。

特定事業場の義務(事故時の措置~事故届出様式~)

事故時の措置の届出様式

						令利	1 年	月
7	下水道法第 12 条の 9 (の規定により、	事故の状況及び	事故に対して	講じた推	置について見	出します	
#	業場名					事業場区分	口特定	口非特別
代	表者氏名							
所	在 地	北九州市	区			-		
担	当者	所属氏名		資	格			
300		TEL		F	AX			
事故状	発生日時	令和 年	月日	1.5		-53		
	発見方法							
	発生場所							
	物質名及び流出量		0区分の応じて、	## E	7 A 14 1~ 6			
況	応急措置の内容							
		口警察() [□消防(
					-	m46/		
	連絡先	口環境部局() (]河川管	40E-400 (
	連絡先	□環境部局(□その他() [河川管	4E-10 (

※「工場·事業場排水の手引き」p.13参照

北九州市のホームページに様式を掲載

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/
suidou/s01400011.html

②北九州市上下水道局
Kitakyushu City Water and Sewer Bureau

Doogle 原料

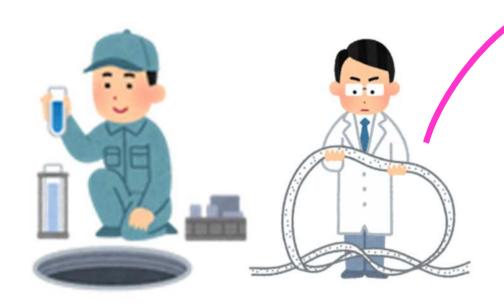
Q ヘルプ 文字 版大 優乗 (1)本文を読み上げる



報告様式の 「**水質事故等調書兼報告書」** からダウンロード

特定事業場の義務(水質測定の義務)

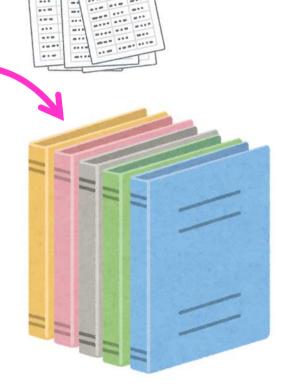
水質測定の義務(法第12条の12)





【測定頻度】

<u>pHは1回/日</u>、<u>BODは1回/14日</u> <u>ダイオキシン類は1回/年</u> その他は1回/週



結果の記録・保存

【保存期間】 5年間の保存が必要

目次

- 1 下水道法の概要
- 2 下水排除基準について
- 3 特定事業場の義務
- 4 立入検査について
- 5 主な罰則

立入検査について

●立入検査(法第13条)

公共下水道管理者は、公共下水道の機能及び構造を保全し、 又は下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために必要な限度において 事業場に立入り、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件を検査できる

本市では、随時立入検査を行い特定施設、除害施設の稼働状況や、排水の状況等全般的な検査を行っています。



【立入検査で確認すること】

→関係書類の確認および現場確認 (例)

- ・届出内容:変更の有無など
- ・排水の状況:水質測定結果など
- ・操業状況:排水量、使用薬品など
- ・水処理施設:運転・維持管理状況など



目次

- 1 下水道法の概要
- 2 下水排除基準について
- 3 特定事業場の義務
- 4 立入検査について
- 5 主な罰則

主な罰則(主な罰則一覧)

対象		根拠法令	罰則
下水道施設を損壊し、 機能に障害を与えた者		法第44条	懲役5年以下又は 罰金100万円以下
下水道管理者の命令に 違反した者	両罰	法第45条	懲役1年以下又は 罰金100万円以下
①水質基準違反した者 ②水質事故時の応急措置 命令違反(直罰規定)	両罰	法第46条	懲役6月以下又は 罰金50万円以下 禁錮3月以下又は 罰金20万円以下(①の過失の場合)
特定施設の設置、 構造等変更届出違反した者	両罰	法第47条の2	懲役3月以下又は罰金 20万円以下
使用開始等届出、水質測定、 立入検査、報告の徴収に係る 違反した者	両罰	法第49条	罰金20万円以下
土地の立入り又は一時使用を 拒み、又は妨げた者	両罰	法第47条	懲役6月以下又は罰金 50万円以下

※両罰規定 = 法人、行為者の両方に適用されます。

主な罰則(解説~第44条、第45条~)

法第44条

下水道施設を損壊し、機能に障害を与えた者



➡ 懲役5年以下又は罰金100万円以下(両罰規定無し)

物理的に施設を破損させたり、管渠を土石等で詰まらせる 等により、下水の排除を妨害する行為がこれに当たる。 両罰規定とは、行為者だけでなく事業主体(法人他)も処罰 の対象となること。

法第45条

下水道管理者の命令に違反した者





| 懲役1年以下又は罰金100万円以下

特定施設の届出に対する計画変更命令や水質基準違反に 対する改善命令及び特定の行為や工事の中止命令等に違 反することがこれに当たる。

主な罰則(解説~第46条、第47条の2~)

法第46条

- ①水質基準違反した者(直罰規定)
- ②水質事故時の応急措置命令違反





→ 懲役6月以下又は罰金50万円以下 禁錮3月以下又は罰金20万円以下(①の過失の場合)

水質基準違反自体に係る罰則。

行政庁の命令を待つこと無く直ちに処罰の対象(直罰規定)可能。 水質事故時の応急措置命令違反についても同様の罰則。 "過失"とは客観的に求められる注意を払わないことであり、基 準違反という結果発生を認識できていたかが問題となる。

法第47条の2

特定施設の設置、構造等変更届出違反した者





特定施設設置届、又は構造等変更届をしない者、又は虚偽の届 出を行った者が対象となる。なお、虚偽には消極的に事実を隠 蔽することも含まれる。

主な罰則(解説~第49条、第47条~)

法第49条

使用開始等届出、水質測定、立入検査、報告の徴収に係る 違反した者





■ 罰金20万円以下

使用開始等届出、その他特定施設に係る届出や必要な水質測 定の結果の記録を行わなかった場合、虚偽の記録をした場合、 また、立入検査を拒み、妨げ、忌避した場合、水質結果の報告 等を行わない場合がこれにあたる。

法第47条

土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者





参 懲役6月以下又は罰金50万円以下

土地の立入り又は一時利用を拒み、又は妨げた場合がこれにあたる。

その他、氏名変更届出などの必要な届出を行わない者は「過料」の対象となるものがあります。

最後に

・公共用水域の水質の保全のため、特定事業場の義務等、法令遵守をお願いします。

・不明点等あれば気軽に当課にご相談ください。

ご清聴ありがとうございました

